

平成26年（行ウ）第8号ほか

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面(34)

——20mSvまでの被ばくを強要した違法性について——

2017年5月12日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人 井戸謙一
ほか18名

【目次】

第1	平成23年4月19日通知が強制力を持つこと.....	2
1	強制力を持つ根拠.....	2
2	地方自治法245条の5に基づく是正の要求.....	2
3	本件通知の性質と通知を無視した場合の帰結.....	3
第2	本件通知の違法性.....	4
1	はじめに.....	4
2	本件通知が原子力安全委員会（以下「原安委」という。）の助言に反していたこと.....	5
3	本件通知がICRP2007年勧告に適合していないこと.....	5
4	本件通知が空間線量しか考慮していないこと.....	6

るときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」と規定し、市町村に対し、都道府県を通じて是正要求ができることを定める。

また、同条4項は、「各大臣は、第二項の規定によるほか、その担任する事務に関し、市町村の事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」として、一定の場合に市町村に対しても直接、是正要求をできることを定める。

さらに同条2項は、「各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。」と規定し、都道府県に対する指示を定める。

3 本件通知の性質と通知を無視した場合の帰結

本件通知は、単なる指導・助言・援助ではない。

本件通知は、学校等の校庭・園庭の利用の判断基準における追加被ばく線量の暫定的な目安（以下「暫定線量」という。）を示すものであるが、それが暗黙に意味するのは、暫定線量までであれば学校を再開するということである。

なお、文科省が再三、原子力安全委員会に学校再開の可否について照

会をしていたのに対し、原子力安全委員会が再開基準は文科省として定めるべきことを回答し、その後、本件通知が発出されるに至ったという経緯については原告ら準備書面（５）第３、５項で指摘したとおりである。

本件通知が学校の再開基準を暗に示していた以上、普通地方公共団体としては、暫定線量未満であれば学校再開を行わざるを得なかった。

なぜなら、仮に普通地方公共団体が本件通知に反し、暫定線量に満たないのに学校を再開しなかった場合、被告国からみれば、普通地方公共団体が学校教育を実施できるのにそれを実施しなかったということになるからである。

これは、本件通知を発出した被告国の立場からすれば、学校教育に関する当該普通地方公共団体の事務処理が著しく適正を欠くことを意味する。

しかも、学校教育を受けるのは、児童生徒の基本的な権利であるので、暫定線量未満であるにも関わらず、児童生徒が教育を受けられない事態は、被告国からみれば明らかに公益が害されていることとなる。

当然の帰結として、本件通知に反する対応を行った普通地方公共団体は、地方自治法２４５条の５によって是正の要求を受けることとなる。

是正の要求を受けた普通地方公共団体は、「当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない」ので、結果として学校を再開することとなる。

結局、通知自体は、非権力的なものであるとしても、本件通知の性質上、それに反することは法的に許されなかったのである。

第２ 本件通知の違法性

１ はじめに

本件通知が公衆被ばくの限度である年間１ミリシーベルトを超える被

ばくを児童生徒等に強要する点で違法であること、ICRP2007年勧告を勝手に解釈して適用したものであることは、原告ら準備書面（5）第3、7項で指摘したとおりである。

以下においては、主に被告国第2準備書面第5、3項及び4項に反論するのに必要な範囲で追加して本件通知の違法性を指摘する。

2 本件通知が原子力安全委員会（以下「原安委」という。）の助言に反していたこと

本件通知が発出された経緯は、原告ら準備書面（5）第3、3項及び5項で指摘したとおりである。

その経緯に照らすと、本件通知は、二重に原安委の助言を無視するものであった。

第一に、原安委は、基本的に線量にかかわらず、屋内避難地域における屋外授業等に否定的であった。しかし、本件通知は、こうした地域においても屋外授業等を推し進めるものであった。

第二に、原安委は、屋内避難地域であっても空間線量率の値が低い地域においても被ばくの程度を極力低いものとする観点から学校再開するかどうかを十分に検討すべきとした上で、公衆の被ばくに関する線量限度は、 $1\text{ mSv}/\text{年}$ とされていることを助言していた。素直に読めば、文科省として、 $1\text{ mSv}/\text{年}$ を基準に空間線量率の値が低い地域を設定すべきこととなる。ところが、あろうことか本件通知は、 20 mSv という極めて高い線量を基準としたものであった。

3 本件通知がICRP2007年勧告に適合していないこと

ICRP2007年勧告が本件事故当時、国内法に取り入れられていなかったこと、同勧告に示された現存被ばく状況等の概念が不明確であ

ったこと等は、原告ら準備書面（５）第３、７項（２）で指摘したとおりである。

さらにＩＣＲＰは２００７年勧告の後、２００８年、「緊急時被ばく状況における人々の防護のための委員会勧告の適用」と題する勧告を公表している（Publication 109）。

同勧告は「緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行の計画策定は、緊急事態への準備全般の一環として行われるべきであり、関連するすべてのステークホルダーが関与すべきであると委員会は勧告する。」としている（甲Ｃ５７号証 総括 x i x ページ。下線は原告ら代理人）。

さらに、同勧告は、現存被ばく状況における参考レベル設定について、「政府と規制当局またはそのどちらかが、ある時点で、典型的には委員会によって勧告されている1～20 mSv / 年の範囲の下方に、新しい参考レベルを確認し、設定しなければならないであろう。」とも指摘している（甲Ｃ５７号証 総括 x i x ページ。下線は原告ら代理人）。

本件通知は、もとよりステークホルダーとして一番重要な地域住民の関与なしに、文科省が原安委の助言すら無視する形で発出するに至った。

さらに２０ミリシーベルトという上限を安易に適用している点でも不適切である。

４ 本件通知が空間線量しか考慮していないこと

本件事故後の児童生徒等のおかれた環境は、従前とは大きく異なる。

すなわち、土壌にはいたるところに放射性降下物が存在しており、また、空気中にも放射性物質が浮遊している。

また、放射性ヨウ素なども事故後、一定期間は空気、水道水中に一定程度存在していた。

したがって、空間線量によって把握される外部被ばくだけでなく、経口被ばく、吸入被ばくなどによる内部被ばくの影響も勘案されなければ

ならなかった。

ところが、本件通知はもっぱら外部被ばくのみしかないとを前提に学校再開基準を定めたものである。

この点でも本件通知は、児童生徒等の健康を守るという観点から不合理な内容を含むものであったことが明らかである。

以上